GPA制度について

本学では、厳格な成績評価、厳密な履修指導による教育の質の保証等を目的として、 国際的な成績評価基準であるGPA(Grade Point Average)制度を全学的に導入しています。 科目ごとの成績評価は、試験結果のみならず、平常点などを含めた総合的なもので行われます。 科目ごとの成績評価のあり方については、シラバスなどを参照してください。

1 GPAの算出

学業成績の判定は、S, A, B, C及びDの5種をもってこれを表し、Sは 90 点以上、Aは 80 点以上、Bは 70 点以上、Cは 60 点以上、Dは 59 点以下。S, A, B, Cを合格、Dを不合格とし、合格した授業科目については、所定の単位数が与えられます。

成績評価を係数化する場合は、S、A、B、C及びDをそれぞれ4、3、2、1及びOに換算します。 そして、次項の計算式に従って、ポイント数の総計を総履修単位で除したものがGPAの値となります。 なお、GPA算出対象科目は、卒業単位として取り扱う、全ての履修科目となります。

(認定科目は除く)

GPAの値は半期ごとに集計しますが、その場合、 $D(\Lambda c)$ やE(i)試験を受けずに放棄したもの)も計算式の分母に算入されます。

2 GPAの計算方法

GPAの計算式は以下のとおりです。

(Sの修得単位数× 4)+(Aの修得単位数× 3)+(Bの修得単位数× 2)+(Cの修得単位数× 1) 総履修単位数(D. Eの単位数も含む)

GPA表記にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とします。

3 その他

- ① 履修登録中止手続を行った科目は GPA に算入されません。
- ② 成績評価がDもしくはE(不合格)となり、翌年度以降に当該科目を再度履修し、合格した場合、成績評価は上書きされ、GPAの算出に際しては、総履修単位数の分母へ算入されません。ただし、再度履修しない場合、不合格となった科目の単位数は、総履修単位数の分母にそのまま算入されるので、注意してください。
- ③ GPAは学期ごとあるいは学年ごとに算出し、成績通知書及び成績証明書に表記すると ともに、学修指導の参考に使われます。
- ④ 卒業時には入学時からの累積GPAを算出し、最終的なGPAが成績証明書に表記されます。
- ⑤ 科目等履修生は GPA 制度の対象外となります。
- ⑥ 本学部では、司法試験合格や研究者を目指す者に、大学院研究科への進学を勧めるため、 平成28年度以降入学者のうち、一定のGPA基準及び、修得単位数等の要件を満たした成績優 秀者に対し、日本大学大学院法学研究科、同新聞学研究科及び同法務研究科への進学を希望 する場合、3年で早期卒業が可能な制度を設けています。
- ⑦ 法律学科及び公共政策学科における選抜においても, 一部, GPA基準を設けて選考しています。